

和指第164号
令和4年6月30日
(2022年)

各通所系サービス事業所開設者 様
((地域密着型) 通所介護、通所リハビリテーション、(介護予防) 認知症対応型通所介護)

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

通所系サービスにおける入浴介助について (通知)

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より、令和4年6月28日付事務連絡「通所系サービスにおける入浴介助について (情報提供)」の送付がありましたので別添にてお知らせします。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話：073-435-1319 FAX：073-435-1320
--

各都道府県介護保険主管部(局) 御中
各市区町村介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

通所系サービスにおける入浴介助について (情報提供)

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定において、通所系サービス(通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション)については、利用者がその居宅において、できる限り継続して生活できるよう、自宅での入浴の自立を図ることを目的とし、入浴介助加算の見直しを行いました。

<入浴介助加算 見直しの概要>

- 利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や医師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・介護支援専門員等が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。
- 改定前の加算区分については、改定前の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

このたび、令和3年度老人保健健康増進等事業「通所系サービスにおける入浴介助のあり方に関する調査研究事業(実施主体:みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)」において、個々の利用者の心身の状況や居宅の浴室の環境を踏まえた入浴介助の方法をまとめた映像資料(「尊厳の保持・自立支援に資する入浴介助を行うために～通所系サービス事業所が取り組むべきこと～」)等が作成されました。

つきましては、映像資料、映像資料の解説書及び同事業報告書の掲載ページをご案内いたしますので、管内市町村及び関係団体への周知をお願いいたします。

【映像資料掲載先】

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html

【解説書・報告書掲載先】

実施主体(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)ホームページ

https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r03mhlw_kaigo2021.html

【担当】

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課 基準第二係

電話:03-5253-1111(内線:3987)